

ふなばし市民力発見サイトの設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において、様々な知識、経験、技能等を持つ、若しくは公益的な活動を行う個人又は団体に関する情報を、市が収集・蓄積し、インターネットを介して提供することにより、市民力の活性化を目指すポータルサイト（以下「サイト」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 サイトの名称は、「ふなばし市民力発見サイト」とする。

(管理者)

第3条 サイトの設置及び運営は、市（市民協働課、以下「管理者」という。）が所管する。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該次の各号に定めるところによる。

- (1) 情報発信会員 管理者が登録する、サイトにおいて活動や事業の内容を発信しようとする個人又は団体
- (2) WEB会員 メルマガの配信等を希望し、サイト上において登録手続きを完了した個人
- (3) 会員 情報発信会員及びWEB会員

2 この要綱の施行日前において、「インターネット市民活動情報サイトの設置及び運営に関する要綱」（平成18年11月1日施行）の規定により登録された団体については、前項第1号に規定する情報発信会員とみなす。

(情報発信会員の登録要件)

第5条 情報発信会員として登録できる個人又は団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内で活動を行うこと。
- (2) 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - ア 公序良俗に反する活動
 - イ 法令に反する活動
 - ウ サイトの運営を妨害する活動
 - エ その他管理者が適当でないと判断する活動
- (3) 登録する目的が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあ

る者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成すること。

(情報発信会員の登録及び登録事項の変更)

第6条 情報発信会員として登録しようとする個人は、情報発信会員登録申込書兼登録情報変更届出書（個人用）（様式1）を管理者に提出しなくてはならない。

2 情報発信会員として登録しようとする団体は、情報発信会員登録申込書兼登録情報変更届出書（団体用）（様式2）を管理者に提出しなくてはならない。

3 管理者は、情報発信会員として登録しようとする個人又は団体に対して、活動内容に関する書類の提出を求めることができる。

4 情報発信会員として登録しようとする未成年である個人は、情報発信会員登録保護者同意書（様式3）に保護者の署名のうえ、管理者に提出しなくてはならない。

5 管理者は、前4項の規定により提出を受けた書類について、内容を審査のうえ、登録承認の可否を決定するものとし、その結果について情報発信会員登録承認・不承認通知書（様式4）により登録の申込みをした個人又は団体に通知するものとする。

6 情報発信会員は、第1項又は第2項の規定により申込みをした登録情報に変更が生じた場合、個人については第1項、団体については第2項に規定する登録情報変更届出書により、速やかに管理者に届け出なくてはならない。

(情報発信会員の登録の取消し)

第7条 情報発信会員は登録の取消しをしようとするときは、速やかに情報発信会員登録取消申出書（様式5）を管理者に提出しなくてはならない。

(情報発信会員の登録の抹消)

第8条 管理者は、情報発信会員が次の各号に該当する場合、情報発信会員登録抹消通知書（様式6）を当該情報発信会員に交付し、登録を抹消することができる。

なお、当該抹消により、当該情報発信会員がサイトでできる全ての行為の権限を失うものとします。

- (1) 情報発信ID又はパスワードを不正使用した場合
- (2) 第5条の規定による登録要件に虚偽が判明した場合
- (3) 第10条の規定に抵触する発信を行った場合
- (4) 重複して登録があった場合
- (5) その他要綱に定める事項に違反するなど、不正な行為があった場合

(情報発信会員の情報の抹消)

第8条の2 前2条の規定により、情報発信会員登録取消申出書（様式5）の提出があった場合又は情報発信会員登録抹消通知書（様式6）を交付した場合は、サイト上の当該情報

発信会員についてのすべての情報を抹消するものとする。

第9条 管理者は、第6条第5項の規定により、情報発信会員登録が承認された個人又は団体に対して、原則として第6条第5項に規定する承認通知書に情報発信会員番号並びに情報発信ID又は情報発信ID及びパスワードの両方を記載し、発行するものとする。

- 2 情報発信ID及びパスワードを取得していない情報発信会員が、インターネット上からサイトに活動に関する情報を書き込み、内容を更新しようとする場合、管理者は当該情報発信会員よりID・パスワード取得申込書（様式7）の提出を受け、内容を審査のうえ、ID・パスワード通知書（様式8）により、情報発信ID又は情報発信ID及びパスワードの両方を発行するものとする。
- 3 情報発信会員が、情報発信ID及びパスワードを亡失してしまった場合、当該情報発信会員は、サイト上で再発行申請又は情報発信ID・パスワード再発行申請書（様式9）の提出により、管理者に情報発信ID及びパスワードの再発行を申請することができる。
- 4 管理者は、前項の規定により情報発信ID・パスワード再発行申請書（様式9）の提出があった場合、第2項に規定する通知書により、情報発信ID又は情報発信ID及びパスワードの両方を再発行するものとする。
- 5 情報発信会員が、インターネット上からサイトに情報の書き込み等を行わないこととなった場合は、速やかにID・パスワード取得取消申出書（様式10）を管理者に提出しなければならない。
- 6 管理者は、前項の規定により提出があった場合は、当該情報発信会員の情報発信ID及びパスワードについての取消しを行うものとする。

（情報の内容）

第10条 情報発信会員がサイトに掲載できる情報の内容は、市内において、知識、技能、経験等を持ち活動する、若しくは公益的な活動を行う個人又は団体に関するものとし、次の各号に掲げる内容に関する情報は掲載することができないものとする。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 法令に反する内容
- (3) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する内容
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する内容
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する内容
- (6) サイトの運営を妨害する内容
- (7) 自己、特定の者、特定の団体のみの利益を図る内容
- (8) 社会貢献を目的としない営業の内容
- (9) その他管理者が適当でないと判断する内容

(報告)

第11条 管理者は、情報発信会員に対し、必要に応じて掲載情報、活動内容等の報告を求めることができる。

(WEB会員)

第12条 WEB会員として登録しようとする個人は、サイト上で登録するものとする。

(WEB会員の登録の取消し)

第13条 WEB会員は、当該会員としての登録の取消しを希望するときは、サイトで手続きしなくてはならない。

(WEB会員の登録の抹消)

第14条 管理者は、WEB会員が次の各号に該当する場合、登録を抹消することができる。なお、当該抹消により、当該WEB会員がサイトでできる全ての行為の権限を失うものとする。

- (1) メールアドレス又はパスワードを不正使用した場合
- (2) 重複して登録があった場合
- (3) その他要綱に定める事項に違反するなど、不正な行為があった場合

(WEB会員の情報の抹消)

第14条の2 前2条の規定により、登録の取消しの手続きがあった場合又は登録の抹消の要件に該当した場合は、サイト上の当該WEB会員についてのすべての情報を抹消するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 管理者は、会員の個人情報について、船橋市個人情報保護条例（平成17年船橋市条例第6号）の規定に基づき管理するものとする。

(その他)

第16条 会員間に問題が生じたときは、当事者が誠意をもって話し合い、その解決に努めることとする。また、管理者は、その問題に対して一切責任を負わないものとする。

- 2 管理者は、定期保守、更新並びに緊急の場合や火災、停電、天災等の不可抗力により運営が困難な場合など、サイトの一部若しくは全部を一時中断又は停止することができる。
上記の事態に伴い生じた会員及びサイト利用者への不利益及び損害について、管理者は責任を負わないものとする。
- 3 管理者は、会員の承認を得ることなく、サイトの内容を変更、追加又は中止することができる。
上記の事態に伴い生じた会員への不利益及び損害について、管理者はその責任を負わな

いものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(インターネット市民活動情報サイトの設置及び運営に関する要綱の廃止)

2 この要綱の施行をもって、インターネット市民活動情報サイトの設置及び運営に関する要綱（平成18年11月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月9日から施行する。